

減免の要件

◎減免の対象となる軽自動車

自家用軽自動車のうち、その使用状況が次に該当する場合

		所有者	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人	本人又は生計を一にする者
	18歳未満	本人又は生計を一にする者	生計を一にする者
戦傷病者		本人	本人又は生計を一にする者
知的障がい者又は精神障がい者		本人又は生計を一にする者	本人又は生計を一にする者

◎減免の対象となる障がいの範囲

○身体障害者手帳の交付を受けている者

障害の区分	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能の障がい	3級(気管を開口している者に係る場合に限る)	3級(気管を開口している者に係る場合に限る)
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(上肢機能)	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(移動機能)	1級から6級までの各級	1級から3級(3級で一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
呼吸器機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
小腸の機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

※下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することによって身体障害者手帳の交付を受けている者については、下肢不自由又は移動機能障害の障害の等級を6級とする。

○戦傷病者手帳の交付を受けている者

障害の区分	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合
視覚障がい	特別項症から第4項症までの各項目	特別項症から第4項症までの各項目
聴覚障がい	特別項症から第4項症までの各項目	特別項症から第4項症までの各項目
平衡機能障がい	特別項症から第4項症までの各項目	特別項症から第4項症までの各項目
音声機能障がい	特別項症から第2項症までの各項目(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症から第2項症までの各項目(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項目及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項目
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項目及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項目
心臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
じん臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
呼吸器機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
ぼうこう又は直腸の機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
小腸の機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
肝臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目

○療育手帳の交付を受けている者

重度の障がいがある場合(療育手帳の障害程度欄に「A」と表示されており、次の判定年月が経過していない者)

○精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療費の支給認定を受けている者に限る)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がいをもつる者で、手帳の有効期限が経過していない者